## サマーレビュー2013 調書

1 部局名·区 名(課名)	市民部	(市民生活課など)	2 優先順位	特命1	
3 事項名	空き家対策について				
4 目的	空き家について、防犯及び生活環境の保全の観点から、空き家対応マニュアル作成 や台帳整備などの対応を進める。				
5 現状及び課 題	<ul> <li>・常時居住性がなく、かつ適正に管理されていない空き家については、防犯や生活衛生面等から不安を感じる市民からの相談が、近年件数が増加している。</li> <li>・建築行政課への老朽建築物に関する通報相談件数</li></ul>				
6 事業概要	<ul> <li>「対応方針」</li> <li>空き家対応マニュアルの作成</li> <li>・現行法令(建築基準法等)を積極的に活用する。</li> <li>・管理不全状態の空き家に関する相談窓口を一元化する。</li> <li>・相談窓口課は、現地調査を行い、現状を確認する。</li> <li>・調査後、事案ごとに所管課に処理を依頼する。</li> <li>・処理困難な案件は、関係課による連絡会議において処理を検討する。 既存データを活用した管理不全状態の空き家についての台帳作成空き家条例制定の検討</li> <li>・建築基準法を補完することを主たる目的とした条例を制定する方向で検討する。</li> <li>(現地調査、所有者調査、指導、勧告、公表、緊急安全措置等)条例制定によるメリット</li> <li>・現行法令で、行政が関与できない程度の状態(例:建築物に危険性があるだけでなく、生活環境の保全に支障がある場合など)の空き家においても、条例を根拠に市独自の基準で調査、指導、勧告、公表等の関与ができる。条例制定によっても変わらない点</li> <li>・所有者(管理者)の調査に税情報の活用ができないことなどから、条例制定後も所有者を特定できない案件が、相当数残ることが想定される。</li> <li>・行政代執行による建築物等の除却は、限定的であり、条例制定後の自治体においても適用の実例は少ない。</li> <li>・相談窓口の一本化は、条例制定によらなくても可能である。</li> </ul>				
7 関係法令等		物の処理及び清掃に関する法	律、道路法等		
8 スケジュー ル(いつ、何 をやるか)	・空き家対応マニュアルの作成 〜12 月 空き家対策検討会議において、課題検討 26 年 1 月〜 マニュアルに基づく取扱いの開始 ・台帳作成 25 年度 各課台帳集約〜作成 ・条例の制定の検討 26 年度以降 条例案検討〜パブリックコメント〜議会審議〜条例施行				

	空き家条例施行	済 (平成 25 年 4 月 1 日現在)		
9 他都市等の	政令指定都市 さいたま市、千葉市、新潟市			
参考事例	静岡県内市町 小山町			
	全国 211 自治体			
10 市長マニ	該当 / 非該当(※いずれかにO)			
フェスト	(マニフェストの一連NO.:) (※該当の場合記載)			
11 過去のレビ ュー等での審	なし(新 具	体的内容		
	規提案) H2	25 副市長レビュー(春)【審議結果】		
議経過	あり -	台帳整備を除き、条例制定を含めた具体的な対応方針について、		
1我小生 儿型	その他	サマーレビューで協議する。		
12 サマーレビ	事業等の 具	体的内容		
ューで審議、	新規提案・	今後の対応方針について		
確認したい事	既存事業			
項(計水符号:1	の見直し			
(該当項目を□ →■)	その他			
	【協議事項】			
	・空き家に係る本市の対応方針について協議			
	・条例の内容及び制定スケジュールについて協議			
	【特筆すべき事項】			
	・平成25年2月議会、山﨑真之輔議員の質問に対する市長答弁。			
13 レビューの				
論点	ての検討を進める。			
(担当ヒアリングで 確認、実施後記載)	<ul><li>■ 国の空き家関連省庁連絡会議の動きを把握し、実効性のある方策を検討する。</li></ul>			
	・平成25年2月議会、小沢明美議員の質問に対する古橋副市長答弁。			
	➤ 全庁的に活用できる空き家対応のマニュアル化や空き家の台帳の整備に向け			
	ての検討を進める。実態調査についても検討。			
	▶ 他市の条例活用の事例研究をする。(再質問)条例化を検討。			
	→ 解体費、再生・活用費の助成は、適切か検討。地域性を考慮した有効な助成事			
	業について研究。			
14 サマーレビ ユー結果 (実施後記載。該 当項目を□→■)	提案どおり進			
	提案内容を一			
	直して進める	定の検討を進める。		
	再度、調査研			
	を行い検討	~° '		
	その他			
15 その他	( 0 ) 15			
10 (0)吧				